

秋田県入札制度適正化推進委員会運営要領の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(定例会議への報告)</p> <p>第2の2 要綱第3条第1号に定める委員会への報告は、概ね6か月間の運用状況等について行うものとし、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げるものを提出することとする。</p> <p>(1) 契約金額<u>5, 000</u>万円（消費税を含む。） 以上の公共工事 入札方式別発注工事総括表 (様式1) 及び入札方式別発注工事一覧表 (様式2) (2)～(3) 略</p> <p>様式2 入札方式別発注工事一覧表</p> <p>1 対象工事は、契約金額が<u>5, 000</u>万円以上の建設工事とする。 2 略 3 各入札契約方式毎に、下欄に合計件数及び合計金額を記載して下さい。<u>なお、条件付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約については、</u> <u>5, 000万円未満の工事を含む合計件数及び合計金額についても（ ）書きで記載して下さい。</u> 4～7 略</p>	<p>(定例会議への報告)</p> <p>第2の2 要綱第3条第1号に定める委員会への報告は、概ね6か月間の運用状況等について行うものとし、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げるものを提出することとする。</p> <p>(1) 契約金額<u>4, 000</u>万円（消費税を含む。） 以上の公共工事 入札方式別発注工事総括表 (様式1) 及び入札方式別発注工事一覧表 (様式2) (2)～(3) 略</p> <p>様式2 入札方式別発注工事一覧表</p> <p>1 対象工事は、契約金額が<u>4, 000</u>万円以上の建設工事とする。 2 略 3 各入札契約方式毎に、下欄に合計件数及び合計金額を記載して下さい。<u>なお、条件付き一般競争入札、指名競争入札及び随意契約については、</u> <u>4, 000万円未満の工事を含む合計件数及び合計金額についても（ ）書きで記載して下さい。</u> 4～7 略</p>

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。